

第16回 新潟県渋滞対策協議会 説明資料

目次

1. 渋滞緩和に向けた高速道路での
割引の施行について（NEXCO東日本） 1

令和6年3月7日

1. 渋滞緩和に向けた高速道路での 割引の施行について

1. 現行の平日朝夕割引について

1-1 現行割引の主な課題と見直しの方向性

- 現行の割引制度については、これまで社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会において議論されてきた
- 2021年8月4日付けで公表された「中間答申」において、以下のとおり主な課題と見直しの方向性が提言された

「中間答申」で示された主な課題と見直しの方向性

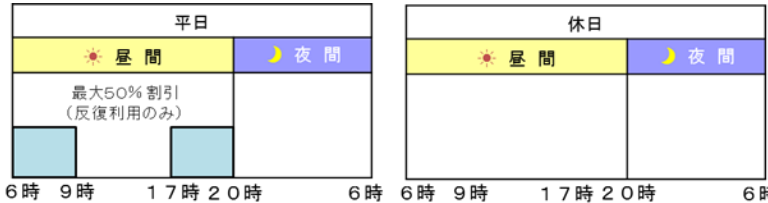
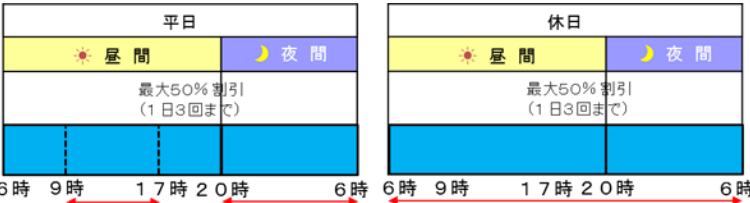
割引	現行の料金割引の主な課題	見直しの方向性
平日朝夕割引	勤務形態の多様化に未対応／ 通勤時間帯の一部高速道路の混雑	割引適用時間帯の柔軟化／ 通勤者の利用促進等の目的検討
深夜割引	割引適用待ち車両の滞留／ 運転者労働環境の悪化	割引適用時間帯の拡大／ 適用時間帯の走行分を対象
休日割引	繁忙期等の渋滞激化／ より効果的に観光需要を喚起する必要	繁忙期等に割引を適用しない／ 観光周遊等を対象とした割引の拡充
大口・多頻度割引	一層の物流等支援の必要性／ 公平性の確保	現下の経済状況を踏まえた拡充と、原因 者負担の公平性の観点からの 縮小の両 面について、引き続き検討
マイレージ割引	利用者の実感が薄い	民間ポイント制度も参考に検討

2. 通勤パスの試行について

2-1 見直しの方向性を踏まえた試行概要

- 中間答申での課題と見直しの方向性を踏まえて、NEXCO中日本管内の石川県通勤パスの試行を実施中
- 2024年度から新潟県においても試行を開始予定

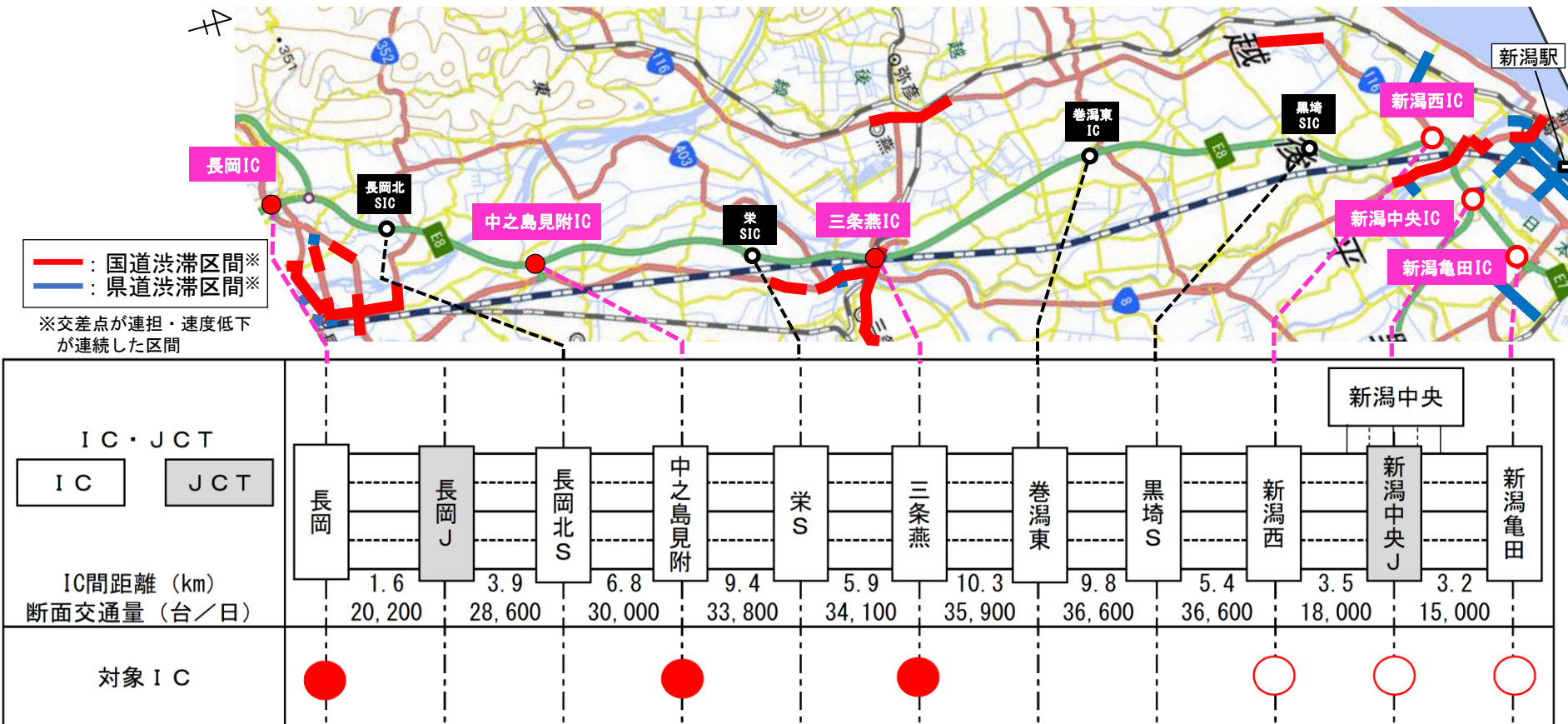
<中間答申での課題と見直しの方向性を踏まえた新たな割引案>

項目	現行の平日朝夕割引	通勤パス（2024年度）
割引適用日時	平日 6～9時・17～20時  <p>■ : 現行の平日朝夕割引で割引適用となる時間帯（平日の6時～9時、17時～20時）</p>	全日 24時間  <p>■ : 見直し割引案で割引適用となる時間帯（全日の24時間）</p>
割引率の概要	1か月毎の利用回数に応じて割引 1～4回 割引なし 5～9回 30%割引 10回以上 50%割引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20回分のパスを10回分の料金で事前購入 ・ パス残額内は10回分の料金で20回分まで利用可能（最大50%割引） ・ パス残額外となる21回目以降の利用は50%割引 ・ 通勤パスの対象走行は休日割引や深夜割引の適用対象外 ・ 通勤パスの申込期間中は、指定区間の内外にかかわらず、NEXCO区間における平日朝夕割引の適用対象外
割引適用方式	ETCマイレージサービスによるマイレージポイントの後日還元	<ul style="list-style-type: none"> ・ パス残額内は事前購入による残高管理 ・ パス残額外は後日割引
割引適用区間	全国の地方部の高速道路で100km以内のIC区間	一部区間で事前にパスを購入したIC区間
割引対象車種	全車種	軽自動車等および普通車
1日の利用回数上限	朝夕それぞれ1回まで	時間帯の制限なしで3回まで

2. 通勤パスの試行について

2-2 試行区間について

- 関越道 長岡 IC、北陸道 中之島見附 IC、三条燕 IC、新潟西 IC、磐越道 新潟中央 IC および日東道 新潟亀田 IC の各 IC 相互間（12 IC 間）
- ※ただし、新潟西 IC、新潟中央 IC および新潟亀田 IC の各 IC 相互間は除く



「●」⇔「●」および「●」⇔「○」の相互間が指定可能

※新潟西、新潟中央および新潟亀田の各 IC 相互間は除く

2. 通勤パスの試行について

2-3 記者発表資料（抜粋）

2024年度試行拡大の記者発表（2024年2月16日）

報道関係各位

【同時発表】
国土交通省道路局高速道路課


2024年2月16日
東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社

「通勤パス」の社会実験を実施 ～ 2024年4月から全国6道県にエリアを拡大 ～

高速道路の平日朝夕割引は、高速道路に並行する一般道路における通勤時間帯の混雑解消のため、交通容量に余裕のある高速道路の利用促進を図ることを目的に実施していますが、社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会の「中間答申（2021年8月4日付け）」において、「適用時間帯に関する条件を見直すなど、多様化する勤務体系に対応する必要がある」、「通勤時間帯に混雑している高速道路については、前後の時間帯への分散を図るなどの工夫の必要がある」とされたことを受け、中日本高速道路株式会社では、2023年4月より石川県において通勤パスの社会実験を実施中です。


この度、国土交通省、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社および西日本高速道路株式会社では、2023年12月22日に改定された「新たな高速道路料金に関する基本方針」に基づき、多様化する勤務形態への対応や高速道路内の交通分散を図ることを目的として、平日朝夕割引の見直しに向けた更なる試行・検証を行うため、現在実施中の石川県に加えて、2024年4月から全国5道県（北海道、新潟県、山梨県、香川県、長崎県）の各エリアにおいても、通勤パスの社会実験を行うこととしたのでお知らせします。

また、通勤パスのご利用にあたっては、事前にご利用される車種・区間のお申し込みが必要となりますが、具体的な販売価格、ご利用方法および申込受付開始時期等の詳細については、各高速道路会社より後日改めてお知らせいたします。



あなたに、ベスト・ウェイ。
NEXCO
東日本

NEWS RELEASE



ETC 限定 通勤パス
普通車・軽自動車等

令和6年2月28日
東日本高速道路株式会社新潟支社

新潟県内の一部区間で「通勤パス」を試行します ～令和6年3月1日からモニターを募集、4月1日利用開始～

NEXCO東日本新潟支社（新潟市中央区）は、新潟県内の高速道路の一部区間で、令和6年4月1日（月）からETC車限定の新たな料金割引「通勤パス」を試行します。


「通勤パス」は、多様化する勤務形態への対応と、通勤時間の混雑を避けて他の時間帯へシフトすることによる高速道路内の交通分散を目的に、事前申し込みの車種・指定区間内で、曜日・時間帯にかかわらず1日3回まで利用できる、割引適用時間の制限を撤廃した新たな料金割引です。

令和6年3月1日（金）14時から先着順で毎月500名のモニターを募集し、令和6年4月から12カ月間、指定区間のご利用月に応じた通勤パスを社会実験として販売します。

また、今後、試行結果を検証し、平日朝夕割引の見直しを検討してまいります。

各指定区間の通勤パス販売価格、申込方法等の詳細は、次ページ以降をご確認ください。

【指定区間】下図「●と●」の相互間および「●と○」の相互間



※新潟西、新潟中央および新潟亀田の各IC相互間は除く

3. 今後の効果検証について

- 新潟県を含む6道県へ試行を拡大することから、全国的な検証を実施する
- 利用者へのアンケートを中心に、試行エリアにおける交通動向の分析も実施する計画としているが、検証内容について有識者のご意見も伺いつつ効果検証を進めていく予定
- 次回以降の本会議の場で報告させていただく予定

【検証項目と検証内容について】

検証メニュー	検証内容
利用者アンケート	通勤パス販売前の交通手段、通勤時間、時間短縮効果、通勤手当の支給状況 平日朝夕割引の認知度、割引を意識して移動していたかなど (非利用者に対して、)周遊パスの認知度調査、利用しない理由など
利用動向	高速道路の利用回数の増減
渋滞	主要渋滞箇所の状況、時間帯別旅行速度
道路の利用状況	インターチェンジペア別の高速道路の利用台数 一般道路の混雑区間利用者のOD 市街地から高速道路へのアクセス道路の混雑

※その他、他の交通機関への影響についても検証予定

※なお、各エリアの地域特性を踏まえた追加分析が必要な場合は実施する

新潟県渋滞対策協議会 規約

(設置)

第1条 本協議会は「新潟県渋滞対策協議会」（以下、「協議会」）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、公正・中立な立場から、関係者・市民との協働の中、実施する渋滞対策に対して、道路利用者や国民の意識からずれがないか、様々な立場で議論する場と位置づけるとともに対策の基本方針を決定し、新潟県内の道路行政運営に反映する事を目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について実施するものとする。

- (1) 交通の円滑化向上に関する事
- (2) パブリックコメントなどを活用した県民意見の把握に関する事
- (3) その他必要な事項

(構成)

第4条 1 協議会は別紙に掲げる委員により構成する。
2 委員の追加・変更は、協議会の承認を要するものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、協議会が存続するまでの期間とする。

(会長)

第6条 1 協議会には、会長を置くものとする。
2 会長が職務を遂行出来ない場合は、予め会長が指名する委員がその職務を代理する。
3 会長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(協議会の運営)

第7条 1 協議会は、会長の発議に基づいて開催する。
2 協議会は、協議会の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(地区ワーキング部会)

第8条 1 第3条(1)に規定する事項について調査及び調整を行うため、協議会に次の号の地区ワーキング部会(以下「地区WG部会」という)を置く。

- (1) 新潟地区WG部会
- (2) 新発田地区WG部会
- (3) 三条地区WG部会
- (4) 長岡地区WG部会
- (5) 上越地区WG部会

2 地区WG部会の部会長は、別紙-1のとおりとする。

3 地区WG部会は、協議会を組織している団体の中から部会長が指名する職員で組織する。但し、必要に応じて関係者の出席を求めることができるものとする。

4 第7条の規定は地区WG部会等の会議に準用する。この場合において、「協議会」とは「地区WG部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

5 第3条(1)に規定する事項について調査及び調整を行うにあたり、各部会長が地区WG部会の合同開催を効率的と認めた場合、地区WG部会を合同で開催できるものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 1 事務局は、北陸地方整備局道路部道路計画課、新潟国道事務所調査課、新潟県土木部道路建設課、新潟市土木部道路計画課、東日本高速道路(株)新潟支社総合企画部総合企画課に置く。

2 地区WG部会の事務局は、別紙-1のとおりとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、協議会の審議を経て行うことができるものとする。

付則 1 この規約は、平成24年 7月 31日から施行する。

2 平成25年6月24日 一部改正

3 平成27年10月8日 一部改正

4 平成30年7月31日 一部改正

5 令和 5年8月31日 一部改正

新潟県渋滞対策協議会委員

- 会 長 国土交通省 北陸地方整備局 道路部 道路調査官
- 委 員 一般社団法人 新潟県商工会議所連合会 専務理事
- 委 員 新潟県道路整備協会 会長
- 委 員 一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 専務理事
- 委 員 公益社団法人 新潟県トラック協会 専務理事
- 委 員 公益社団法人 新潟県バス協会 専務理事
- 委 員 東日本高速道路（株） 新潟支社 道路事業部長
- 委 員 新潟県警察本部 交通部 交通規制課長
- 委 員 国土交通省 北陸信越運輸局 新潟運輸支局長
- 委 員 新潟県 土木部 道路建設課長
- 委 員 新潟市 土木部 道路計画課長
- 委 員 国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所長
- 委 員 国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所長
- 委 員 国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所長
- 委 員 国土交通省 北陸地方整備局 新潟国道事務所長

新潟県渋滞対策協議会【地区ワーキング部会】

No	部会名	部会長	事務局
1	新潟地区 ワーキング部会	国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所 調査課長	調査課
2	新発田地区 ワーキング部会	国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所 調査課長	調査課
3	三条地区 ワーキング部会	国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長	計画課
4	長岡地区 ワーキング部会	国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長	計画課
5	上越地区 ワーキング部会	国土交通省北陸地方整備局 高田河川国道事務所 調査第二課長	調査第二課